

2024年1月9日

協力団体代表者 各位

こくみん共済 coop  
組織推進部

## 「2024年1月 令和6年能登半島地震」に関する慶弔共済の取り扱いについて

「令和6年能登半島地震」により被災をされた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびの地震に関して、「慶弔共済」における建物損害のご請求手続きについて下記の通りご案内いたします。こくみん共済 coop では、被災されたご契約者への対応を最優先で進めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 慶弔共済の請求取り扱い

火災共済・自然災害共済ご加入者の認定は現場調査を基本としますが、慶弔共済のみの加入者については書類審査とします。

つきましては、以下の請求書とあわせて必要な書類のご提出をお願いいたします。

##### (1) 慶弔共済請求書兼罹災証明書兼被災状況報告書（連記式）を使用する場合

協力団体において、別添「慶弔共済請求書兼罹災証明書兼被災状況報告書（連記式）」（コピー可）の記載とともに以下の「① 書類審査に必要な書類」を添付いただき、団体印を押印の上、当会の推進担当者に送付もしくはお渡しください。

###### ① 書類審査に必要な書類

書類審査を行うにあたっては、次の書類が必要となりますので、組合員への周知をお願いいたします。

<必要書類>

###### ア. 住宅被害の見積書、請求書または領収書等（建築業者・修理業者）

母屋の被害が20万円超の場合に限ります。20万円以下の被害は対象外となります。

###### イ. 損害箇所の写真（全景と被害箇所）

注1）上記ア. イについても、一部壊であれば、協力団体での証明（請求書への団体印）で代用可とします。

注2）自治体発行の「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」の罹災証明書が交付されている場合は、これをもって損害認定を行います。なお、損害箇所の写真は必要です。

##### (2) 総合（慶弔）共済の共済金支払請求書兼在籍証明書を使用する場合

###### ① 火災共済・自然災害共済加入者

火災共済・自然災害共済にご加入いただいている組合員は、現場調査をおこなったうえで、火災共済・自然災害共済の共済金額の確定後、慶弔共済の共済金請求についてご案内いたします。

なお、この場合は共済金支払請求書兼在籍証明書のみ、ご提出いただきます。

※ 迅速な共済金の支払いを行うため団体印は省略いたします。

※ 共済金支払い通知書は、協力団体へ送付いたします。

###### ② 慶弔共済のみ加入者

慶弔共済のみの加入者は、従来どおり協力団体を通じての書類のご提出となります。団体名・団

体印のご記入・ご捺印の上、ご提出をお願い申し上げます。

<必要書類>

ア. 地震災害に関する被災状況自己申告書

イ. 損害箇所の写真（全景と被害箇所）

注1）自治体発行の「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」の罹災証明書が交付されている場合は、被災状況自己申告書は提出不要です。なお、損害箇所の写真は必要です。

※団体ごとに「慶弔共済請求書兼罹災証明書兼被災状況報告書（連記式）」もしくは「総合（慶弔）共済の共済金支払請求書兼在籍証明書」を使用するか、いずれか一方を選択いただくことになります。併用はできませんのでご注意ください。

### <損害の対象・対象外の取り扱いについて>

#### ■慶弔共済 共済金支払いの基準

- ・地震等の場合は、建物の損害程度により共済金の額を決定します。
- ・建物の損害額が 20 万円を超える場合に共済金をお支払いします。

#### ■損害の対象となるもの（一部壊の場合のみ認定対象）

- ・付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害は損害額の計算に含みます。
- ・付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害は損害額の計算に含みます。

#### ■損害対象とならないもの

- ・付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害は損害額の計算に含まれません。
- ・付属工作物（門・塀・垣根など）の損害は損害額の計算に含まれません。
- ・家財の損害は損害額の計算に含まれません。
- ・店舗部分の損害は損害額の計算に含まれません。

#### ■保障内容

- ・居住している住宅及び付属設備・付帯設備に対して損害額が 20 万円超の場合、給付の対象となります。加入タイプによる保障の有無および共済金額は、各推進本部担当までお問い合わせください。
- ・住宅災害見舞金に加え、地震等災害見舞金をお支払いする場合がありますが、地震等災害見舞金は、住宅災害見舞金による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払上限額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いを約束するものではありません。

以上